企業会計基準委員会　御中

平成１７年１０月２４日
新日本監査法人
業務監理本部管掌　田中　章

「１株当たり当期純利益に関する会計基準」及び「同適用指針」に関する公開草案に対する意見

貴委員会から平成１７年９月２２日に公表された上記の公開草案について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しくお願い申し上げます。

記

１．１株当たり純資産額の開示

（コメント）

EPS 適用指針公開草案第４０項では、「当期において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨及び前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期の１株当たり純資産額を注記することが望ましい。」とされているが、「注記する」こととし、望ましいとの文言は削除すべきである。

（理由）

①EPS 適用指針公開草案第４１項では、「当期の貸借対照表日後、株式併合又は株式分割が行われた場合には重要な後発事象として取り扱うため、その旨及び前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期及び当期の１株当たり純資産額を、当該株式併合又は株式分割が行われた旨とともに注記する。」とされているが、この取扱いと平仄を合わせる必要があると考える。

②EPS 会計基準公開草案第３１項及び第３２項では、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の開示について規定されているが、上記と同様の経済事象についてはいずれも注記するとして望ましいとの文言を付していない取扱いとの平仄を合わせる必要があると考える。

なお、望ましいとする場合は、実務上の混乱を避けるためその理由を明示すべきである。

２．１株当たり純資産額の影響額の開示

（コメント）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「同適用指針」に関する公開草案において、これまで資産又は負債とされてきた繰延ヘッジ損益は評価・換算差額等に区分され、期末の純資産額に含まれることとされたため、改訂後の EPS 会計基準等の適用

初年度は、繰延ヘッジ損益の分だけ１株当たり純資産額に影響を及ぼすことになる（EPS 適用指針公開草案第５７項）。EPS 適用指針公開草案第４３項において、当該変更は会計基準の変更に伴う会計方針の変更としては取り扱わないこととしているため、EPS 基準上は特に変更による影響額の記載が求められていないが、追加情報として影響額の開示を求める趣旨の記載とすべきである。

（理由）

実務上、繰延ヘッジ損益の残高が比較的大きい企業の場合には、１株当たり純資産額に相当の影響を及ぼすことが考えられ、そのような場合には、追加情報として影響額の注記を行うことになると考えられるが、比較可能性を重視する観点から、結論の背景において「会計基準の変更に伴う会計方針の変更としては取り扱わないが、追加情報として影響額の記載を行うことを妨げるものではない。」などの記載を追加すべきである。

以上